

# 政策評価の活用状況

(19年度政府案)

平成18年12月  
財務省主計局

# 政策評価の活用状況

- 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」において、行政機関は、政策効果を把握し、必要性、効率性又は有効性等の観点から、自ら評価するとともに、評価結果を政策に適切に反映するほか、予算の作成等に当たり適切な活用を図るように努めなければならないとされている。政策評価結果の活用状況は以下のとおりである。

## ◆ 政策評価の活用状況

### 〈活用事例〉

**文部科学省** 大学知的財産本部整備事業……………2,955百万円  
(対前年度比370百万円増)

#### (概要、成果目標)

「知」の源泉である大学等における知的財産の戦略的かつ組織的な創出・管理・活用を進めるため、全学的な知的財産の管理・活用を図る「大学知的財産本部」を整備し、知的財産の活用による社会貢献を目指す大学づくりを推進する。

#### ○成果目標

- ・大学発特許取得件数を、10年間で15倍にする。
- ・大学発特許実施件数(大学の機関帰属)を、5年後に1,000件に増加させる。

#### ○成果目標を達成するための手段

大学における知的財産の管理・活用体制の整備など政策を構成する事務事業の遂行

#### ○成果目標の達成度合いの事後的な評価方法及び達成状況

- ・特許取得件数…17年度における想定基準【703件】→【282件】(速報値)
- ・特許実施件数…17年度における想定基準【511件】→【1,200件】(速報値)
- ・民間等との共同研究件数(参考指標)…【11,363件】(速報値)(昨年度比1,985件増)

### 【政策評価の活用状況】

本事業については、特許収入等の増加による大学の経営基盤強化や大学改革の観点からも、必要性や有効性が認められる。また、成果目標の達成状況も概ね良好である。他方、効率性の面からは、特許出願の絞込みや出願に伴う弁理士費用の削減への取り組みが必要である。

査定にあたっては、新規事業(国際的な産学官連携の推進)について、国際競争力の強化の必要性から、一部を認めるが、既存事業において、各大学の特許取得件数の達成状況などの事業評価を踏まえ、引き続き効果の低い大学については知的財産の管理・活用体制の整備に係る経費を削減するなどメリハリ付けを行うこととする。

※本事業は、施策「科学の発展と絶えざるイノベーションの創出」を構成する事務事業の1つ。  
(計数については、精査の結果、異動を生じる場合がある。)

## ◆ 今後の方向性

今後は、予算・決算と政策評価の連携を強化するため、予算書・決算書の表示科目と政策評価の単位を「施策」程度の括りで一致させることにより、政策ごとに予算と決算を結びつけ、予算とその成果を評価できるよう、「基本方針2006」等に沿って検討中。

## 政策評価の活用状況事例一覧表

頁	府省名	施策名
1	内閣本府	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組
2	警察庁	「ホットライン」業務の充実強化
3	総務省	電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供
4	外務省	海外邦人の安全確保・危機管理体制の強化
5	財務省	国有財産の適正かつ効率的な管理及び処分と電子情報処理システムを活用した現状把握及び情報開示
6	文部科学省	大学知的財産本部整備事業 (施策：「科学の発展と絶えざるイノベーションの創出」を構成する事務事業の1つ)
7	厚生労働省	キャリア形成支援システムを整備すること
8	農林水産省	林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の促進
9	経済産業省	独立行政法人中小企業基盤整備機構施設整備費補助金 (施策：「産業クラスター計画・地域経済の活性化の推進」を構成する事務事業の1つ)
10	国土交通省	台風時の被害を軽減するため、気象情報を充実する
11		多数の者が利用する建築物を耐震化する
12	環境省	野生生物の保護管理
13	防衛省	情報通信

所	管	内閣府	内閣本府	会	計	一般会計
施策名	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組					
施策の概要	<p>配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春・人身取引、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力の根絶に向けたシンポジウムの開催等<b>女性に対する暴力をなくす運動の実施等による広報啓発、地方公共団体等の相談担当者等に対する研修、女性に対する暴力の防止に関する調査研究、支援情報の提供等</b></p>					
成果目標を達成するための手段	<p>①シンポジウムの開催等「女性に対する暴力をなくす運動」の実施、②「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」開催、③広報啓発資料等の作成、④女性に対する暴力の防止に関する調査研究の実施、⑤配偶者からの暴力被害者支援情報の提供</p>					
18年度当初予算額	63					
19年度要求・要望額	72					
年度府案	64					

①「女性に対する暴力に関するシンポジウム」参加者数300人以上、②「女性に対する暴力に関するシンポジウム」アンケートにおいて、「有益だった」とする評価の割合が50%以上、③「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」におけるアンケートにおいて、「良かった」とする評価の割合が50%以上、④配偶者暴力防止法の外国人向けパンフレットの作成、「配偶者からの暴力相談の手引」改訂版作成、⑤女性に対する暴力の防止に関する調査研究報告書の作成、⑥配偶者からの暴力被害者支援情報の充実

### 要求省庁による政策評価

① **施策の必要性**  
 配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春・人身取引、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、重大な人権侵害であるが、潜在化しがちな上、社会の理解も不十分である。また、被害者支援体制の不備などから、二次被害に至るケースもあり、社会的認識の啓蒙に加え、被害者支援対策等の充実が求められている。  
 「女性に対する暴力の問題は、国際的にも重要な課題として位置づけられている。また、「男女共同参画基本計画(第2次)」(平成17年12月閣議決定)において、その総合的な推進が盛り込まれている。

② **施策の有効性**  
 「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」のアンケート調査によると、「**有益だった(45%)**」、「**普通(34%)**」との**回答を合わせた割合は約8割**に上り、本事業の実施は、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の理解や認識を深める手段として有効である。  
 「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」のアンケート調査によると、「良かった」(「非常に満足した」又は「満足した」と回答した割合は、全5回の平均で91%であり、本事業の実施は、**相談担当者のニーズに合致しており、相談員の質の向上を図るものとして有効**である。

③ **施策の効率性**  
 「女性に対する暴力をなくす運動」は、期間を限定して集中した広報啓発を行うことができる。  
 ・ホームページは、低コストで多種多様な情報を提供できる。  
 ・「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」等の事業は、地方公共団体と連携して行うことから、人員の面等で、効率性の高い手段である。

### 財務省の考え

① **施策の必要性**  
 配偶者等からの暴力等、女性に対する暴力は、潜在化しやすく、**未だ社会の理解も十分とはいえないこと**から、「男女共同参画基本計画(第2次)」においても、**男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題**と位置づけられている。

② **施策の有効性**  
 シンポジウムや支援セミナーの参加者からは、事業に関する肯定的な評価を得ており、一定の有効性は認められるが、今後は、これらの取組に加え、国民の一層の意識啓蒙を図ることや、被害者の保護・支援施策の地域間の格差の改善が必要であり、さらなる工夫が求められる。

③ **施策の効率性**  
 ホームページによる情報提供や地方自治体との連携による事業の実施は、効率的な内容と認められるが、事業の実施内容が過度にならないように費用対効果を十分に精査しつつ、必要最低限のものとする必要がある。

④ **その他**  
 内閣府による事後評価でも指摘されているとおり、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた課題は多く、引き続き、施策の実施に当たっては、今後ともさらなる検討が必要であると考ええる。

### 政策評価の活用状況

シンポジウムの開催や支援セミナーを通じて、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた施策に対する国民の理解は、少しづつ進んでいる。  
 また、今までの取組は、「男女共同参画基本計画(第2次)」策定においても、生かされている。  
 なお、シンポジウムの開催や情報提供の方法については、効果的かつ有効に行う必要があるが、今後とも引き続き検証していく必要がある。

所	管	内閣府	組	織	警察庁	会	計	一般会計	18年度 当初予算額	19 年 度 要 求 ・ 要 望 額	政 府 案	
施 策 名		「ホットライン」業務の充実強化										
施 策 の 概 要		今後、さらに増加が予想される通報への迅速かつ的確な対応及びインターネット上の違法・有害情報の傾向、内容等の継続的な分析並びに諸外国の「ホットライン」との連携による違法情報への対応を推進する。										
成 果 目 標 を 達 成 する ための 手 段		今後、さらに増加が予想されるインターネット上の違法・有害情報の傾向、内容等の継続的な分析並びに諸外国の「ホットライン」との連携による違法情報への対応を推進する。										
18年度 当初予算額		36										
19 年 度 要 求 ・ 要 望 額		96										
政 府 案		96										

「ホットライン」業務の適切な運用により、インターネット上の違法・有害情報対策を効果的に推進する。

「インターネット・ホットラインセンター」への通報件数及びインターネット上の処理状況を把握する。

### 要求省庁による政策評価

① **施策の必要性**  
【公益性】  
現在、インターネット上には違法・有害情報が氾濫し、これがインターネット利用者に悪影響を与え、犯罪の引き金となる事件も多発している状況にあり、「ホットライン」業務の充実強化を図り、インターネット上の違法・有害情報対策を推進することは、インターネットが社会・経済活動を支えるインフラとして機能していることから高い公益性が認められる。

② **施策の有効性**  
【これまでに達成された効果】  
平成18年6月1日の運用開始から2か月間で、約8,000件の通報を受理し、204件について警察への通報、137件についてプロバイダ等への削除依頼、38件についてプロバイダ等への契約約款等に基づく措置の依頼を行った。  
【今後見込まれる効果】  
今後、「ホットライン」の充実強化を図ることにより、インターネット上の違法・有害情報対策をさらに推進することができる。  
【効果の発現が見込まれる時期】  
「ホットライン」の充実強化後から順次効果が見込まれる。

③ **施策の効率性**  
【民営化・外部委託の可否】  
本施策については外部委託事業である。  
【国民の役割分担】  
【国と地方の役割分担】  
民間においては、インターネット利用者からの通報を「ホットライン」が受け付け、警察への通報、プロバイダ等への削除依頼等を行い、「ホットライン」から通報を受けたプロバイダ等は削除等の措置をとる。  
警察においては、「ホットライン」からの通報を受理し、関係都道府県警察に連絡し、連絡を受けた都道府県警察において捜査等所要の措置を行う。

### 財務省の考え

① **施策の必要性**  
インターネットは国民生活に不可欠なものとなり、インターネットを安心して利用できるようにすることは、公益性が認められる。  
また、インターネット上の事象は変化のスピードが早く、本施策が有効に機能するためには、的確なガイドラインの策定と迅速な処理を可能とする体制必要性は理解できる。

② **施策の有効性**  
事業開始から一定の成果が認められるところであり、専門家の参画や海外の団体との連携によってさらなる効果が見込まれる。

③ **施策の効率性**  
本施策によって、膨大な違法・有害情報の中から、警察が捜査すべき事案を抽出することが可能になり、端緒情報の入手や一般利用者からの通報への対応に要する警察力が節約されるなど、効率性が認められる。

④ **その他**  
事業の実施内容が過大なものにならないよう、費用対効果や警察側の事件処理能力との釣り合いなどを十分に検証していくことが必要。

### 政策評価の活用状況

施策の必要性、有効性、効率性いずれの観点から、施策を推進する必要があることから、必要な額を措置した。

所	管	総務省	組	織	総務本省	計	一般会計
施策名	電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供						
施策の概要	通信量の急増やトラヒック交換の東京一極集中等に対応し、米国政府主導で開発された現行のIP技術に大幅な改良を加え、又は新たなIP技術を開発するための研究開発の推進。IPv6によるユビキタス環境の構築に向け、安全運用対策と被害拡大防止対策等をネットワーク側からサポートするシステムの構築。						
成果目標を達成するための手段	分散型バックボーン構築技術等の研究開発を実施するとともに、IPv6対応ユビキタスセキュリティサポートシステムを構築し、多様な利用環境のもとで実効性を検証。						
成果目標	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法						
18年度当初予算額	2,450		19年度要求・要望額		2,950		
19年度	2,056		政策府案				

次世代バックボーンに関する研究開発を推進し、インターネットのバックボーンの高信頼性、高品質等を実現。IPv6によるユビキタス環境構築に向けたセキュリティ確保上の課題の解決。

次世代バックボーンに関する研究開発の効果は、電気通信事業者等のバックボーンにおいて活用されることにより発現される。複数のユビキタス機器やサービスにまたがるセキュリティ対策の共通の運用や技術の基準等に関し、セキュリティ運用ガイドラインの策定及び緊急時・異常事態対応の体制・マニュアルを整備する。

### 要求省庁による政策評価

**① 施策の必要性**  
我が国では、基幹通信網(バックボーン)におけるトラヒックが急増しており、いくつかの技術上の課題が指摘されている。この課題を克服するためには、米国政府主導で開発された現行のIP技術に大幅な改良を加え、又は新たなIP技術を開発することが必要である。ユビキタス機器のセキュリティ問題は、国民生活への直接の脅威等に直結する。一部のユビキタス機器の障害が、インターネット全体への大規模な通信障害、ひいては社会全体への被害へと波及する事例が多く現れており、こうした問題に積極的に対応する必要性がある。

**② 施策の有効性**  
研究開発・実証実験の成果は、バックボーンにおけるトラヒック交換の東京一極集中を是正するとともに、インターネットの高信頼化、高品質化等を実現し、セキュリティの確保に貢献する。

**③ 施策の効率性**  
研究開発成果が、電気通信事業者等のバックボーンに導入されることによって、バックボーンの高信頼性、高品質等を実現し、その政策効果は広く一般国民に還元され、経済社会の活性化等に寄与する。国と民間企業が連携して効率的な研究開発・実証実験を実施できる。

### 財務省の考え

**① 施策の必要性**  
安心・安全なネットワーク環境を構築するための調査・研究開発は重要であるが、サービス提供者である電気通信事業者が果たすべき責務と国の役割について十分検証することが必要。これを踏まえ、調査・研究の成果がサービス提供者に利益として還元されるものについては電気通信事業者が負担するが、広く一般国民に還元する新たなIP技術の開発やネットワーク環境の共通基盤の確立には国が関与することが必要であり、当該施策には一定の意義が認められる。

**② 施策の有効性**  
情報セキュリティの確保、ネットワークの脆弱性を克服し、安全な情報通信ネットワークの利用環境を整備することは、国民経済上も有効と考えられる。

**③ 施策の効率性**  
官民の役割分担を明確にした上で推進していくことが必要であり、IP技術の開発やネットワーク環境の共通基盤の確立、セキュリティの強化のための実証実験をはじめとする効果的かつ効率的な対策を検証していく必要がある。

### 政策評価の活用状況

各施策における国と民間企業の連携について、官民の役割分担の明確化による費用負担の考え方の見直しの観点等に基づいて、国として推進すべき各事業者間共通ガイドラインの策定やネットワーク環境の共通基盤の開発、セキュリティ確保のための費用を国が負担すべきものとして査定に反映。

所	管	外務省	組	外務本省、在外公館	会	計	一般会計	18年度 当初予算額	19年度 要求・要望額	度 政 府 案
施策名				海外邦人の安全確保・危機管理体制の強化				275	329	327
施策の概要		(1) 海外邦人の安全対策・危機管理強化 (2) 在外公館援護体制の更なる強化 (3) 海外邦人の安全対策にむけた多様な取組 (4) 緊急事態対応の強化								
成果目標を達成するための手段		(1) 情報収集・発信の強化により、国民の安全意識の啓発、安全対策の促進。 (2) 在外公館の危機管理、緊急事態体制の強化とともに、業務のアウトソーシング化等を含め援護実施体制の効率化・強化を図る。 (3) 大規模緊急事態発生に際して、迅速かつ確実に対応し、効果的な邦人援護・支援を可能とするシステム、体制の整備及び拡充を図る。								
成果目標		成果目標の達成度合いの事後的な評価方法								
		(1) 安全対策・危機管理意識の醸成・強化 (2) 海外邦人援護・危機管理体制の強化 (3) 大規模緊急事態対応の強化								

要求省庁による政策評価

① **施策の必要性**  
 国民の安全と安心の確保は政府の最優先課題であり、海外における国民の身体、生命及び財産を守るための努力は外務省の最重要任務の一つである。

② **施策の有効性**  
 海外における国民の安全をより確実なものとするためには、第一に、国民一人一人が多様化する海外での危険を正確に認識し、「自分の身は自分で守る」意識を持って予防策を講じることが重要である。このため国民が、海外の常時変化・多様化する危険を的確に察知し、必要な安全対策を講じるよう、渡航先の治安情勢等最新情報をこまめに提供するための情報収集・分析及び発信体制の強化が有効かつ不可欠である。

また、安全対策を講じたにもかかわらず、不測の事件・事故等のトラブルに遭遇してしまつた国民に対して、可能な限り、時間及び場所に関係なく、保護を必要とする海外の邦人に対して必要かつ十分な支援を、迅速かつ確実に行い、体制及び支援のための基盤整備・強化が有効であり、かつ急務となっている。

③ **施策の効率性**  
 国民の安全意識の啓発に向けた情報提供及び海外における邦人援護・支援を効率的に提供するためには、在外及び本省の人的・物的(含む財政)資源を効果的かつ効率的に活用する努力は不可欠であり、そのためには、海外安全ホームページの機能・アクセシビリティの向上及び視聴覚素材の改善並びに既存の在外公館邦人援護体制・機材等の整備・効率化、また業務の一部アウトソーシング化、内外の関係団体との連携・協力関係の緊密化を図ることが効果的である。

財務省の考え

① **施策の必要性**  
 近年、テロやクーデター等の凄惨な事件や地震・津波等の大規模緊急災害といった国民の安全を脅かす重大事案が頻発する一方で、海外渡航者数や海外在留邦人数が増加の一途を辿っており、このため、我が国の国民が海外で事件事故に巻き込まれる機会も増加している状況にある。

このような現状に鑑みれば、総体として、本施策を実施することの必要性は認められるものと考えられる。

②③ **施策の有効性・効率性**  
 種々の施策について、邦人の安全確保等の観点から万全を期すべきとの方向性は理解されるものの、採用される個別手段の検討にあたっては、費用対効果の観点、自己責任原則の徹底が求められている観点等から、それぞれ適切な位置付け、ねらい等を明確に位置付けた上で、可能な限り定量的な検証を追求していくことが求められる。

政策評価の活用状況

19年度予算については、総体として、必要な施策に対し、所要の金額を為替変動等を考慮した上で措置している。現時点においては、成果目標及び成果目標の達成度合いの評価方法が定量的な観点から具体的に欠ける面があり、今後、可能な限り定量的な検証を追求することが求められる。

(単位:百万円)

所	管	財務省	組	織	財務局	会	計	一般会計	18年度 当初予算額	12,837	19年度 要求・要望額	14,635	度 府 案	12,113
施	策	名	国有財産の適正かつ効率的な管理及び処分と電子情報処理システムを活用した現状把握及び情報開示											
施	策	の	多様な売却手法を活用し、未利用国有地等の売却促進に努める。											
成	果	目	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法											
成	果	目	①売却可能な国有地については、地方公共団体等への処分予定を除き、全て入札に付す。②売却困難な国有地については、売却困難な国有地についても入札に付すよう努める。未利用国有地等の管理処分にあたり、外部委託の活用を積極的に実施する。											
成	果	目	①売却可能な国有地については、地方公共団体等への処分予定を除き、全て入札に付す。②売却困難な国有地については、売却困難な国有地についても入札に付すよう努める。未利用国有地等の管理処分にあたり、外部委託の活用を積極的に実施する。											
成	果	目	①売却可能な国有地については、地方公共団体等への処分予定を除き、全て入札に付す。②売却困難な国有地については、売却困難な国有地についても入札に付すよう努める。未利用国有地等の管理処分にあたり、外部委託の活用を積極的に実施する。											

**要求省庁による政策評価**

① **施策の必要性**  
未利用となっている国有地については、速やかに売却する必要がある。

② **施策の有効性**  
未利用国有地等の売却促進により、ストックが減少する。

③ **施策の効率性**  
未利用国有地等の管理処分にあたり、国自らがなわなければならない事務以外については、外部委託を活用し、事務の効率化を図る。

**財務省の考え**

① **施策の必要性**  
現下の厳しい財政事情の下、未利用国有地については早期売却の必要性がある。特に、相続税の物納により収納した未利用地については、金銭の代わりに納付されたものであり、可及的速やかに売却して換金する必要がある。

② **施策の有効性**  
これまでも売却促進を図ってきた結果、未利用国有地等のストックが減少してきており、施策の有効性が認められる。

③ **施策の効率性**  
未利用国有地等の管理処分事務の外部委託化により、事務の効率化が図られる。

④ **その他**  
外部委託等の国有財産の管理処分に係る費用については、コスト削減を検討し査定に反映させる。

**政策評価の活用状況**

① **入札の実施状況**  
(入札実施件数) 14年度4,269件、15年度6,367件  
16年度6,950件、17年度5,275件

② **新規引受けの物納財産の1年以内入札**  
新規に引き受けた売却可能な物納財産については1年内に入札に付す体制を16年度中に構築し、実施中

③ **売却困難な国有地の入札実施状況**  
境界係争等の売却が直ちに困難な国有地について、問題を解消のうえ入札を実施(17年度実績1,040件)

④ **売却手法の多様化の状況**  
・最低売却価格公表入札の導入(17年度実績4,392件)  
・分譲型土地信託の導入(17年度実績153件)  
・一括入札の実施(17年度実績41件)

⑤ **外部委託の活用状況**  
(委託率)17年度99.5%

⑥ **コスト削減**  
従来は、関東・近畿・東海の各財務局において公益法人に随意契約により委託していた未利用国有地の売払事務に係る委託契約については、19年度から企画競争を実施し、順次一般競争入札に移行することを予定している。19年度においては、既に一般競争入札を導入しているその他の財務局の落札率を反映した単価を参考として、草刈、看板設置・撤去、物件調書作成単価の見直しを行い、売払事務委託手数料を▲172万円削減した。

所	管	組	織	会	計	一般会計
施	策	文部科学省	文部科学本省	文部科学本省	文部科学本省	文部科学本省
策	名	大学知的財産本部整備事業 (科学の発展と絶えざるイノベーションの創出)				
施	策	科学の発展によって知的・文化的価値を創出するとともに、研究開発の成果をイノベーションを通じて社会的価値・経済的価値として発現させ、社会・国民に成果を還元する。				
施	策	大学における知的財産の管理・活用体制の整備など政策を構成する事務事業の遂行				
成	果	<b>成果目標を達成するための手段</b> 大学科学省実績評価において事後評価 ・特許出願数、実施件数、大学共同研究等				
18年度	当初予算額	2,585		19年度	要求・要望額	2,955
・大学発特許取得件数を10年間で15倍に増加する。 ・大学発特許実施件数(大学の機関帰属)を5年後に1000件に増加させる。						

**要求省庁による政策評価**

① **施策の必要性**  
 ・大学による研究成果には、長期間を経た後に事業化され、将来的に基本特許につながる可能性があるものが含まれているため、こうした優れた発明を選別して、国際的な権利取得につなげていく必要がある。  
 ・我が国経済・社会が国際競争力を強化し、活力の維持・発展を図っていくためには、優れた知的財産の創出確保、活用を推進することにより経済・社会の活性化を促進することが極めて重要である。

② **施策の有効性**  
 ・大学における知的財産の戦略的な管理・活用のための体制を整備するという当初の目的については、事業実施機関において、専門的な外部人材の登用、知的財産ルールの整備、学内教職員への普及啓発活動、発明に係る審査体制の確立及び知財の管理システムの導入など着実に効果が得られた。また、事業実施機関による他大学への普及活動等により国公私立大学全体の知財の管理活用体制の整備数や発明届出数・特許出願数が大幅に増加するなど実績にも反映されている。

③ **施策の効率性**  
 ・大学の自由な発明に基づく新しいマネジメント体制の構築や、民間企業経験者等の外部人材の積極的活用等が実施され、大学発特許の管理・活用の促進に大きな役割を果たしている。  
 ・大学における知的財産の取得・管理・活用を戦略的にマネジメントするための体制を構築することにより、大学の研究成果の社会還元が促進されるとともに、選定された各機関による知的財産戦略の体制整備・パターンを充実させることにより、あらゆる条件下にある他大学等に体制整備の方法を承継することが可能となる。

**財務省の考え**

① **施策の必要性**  
 大学が知的財産の戦略的なマネジメントを実施する上で必要となる体制の構築は、第3期科学技術基本計画における研究開発の社会還元を図ることは、大学改革を進める上でも重要である。  
 基本特許の国際的な戦略取得、海外企業からの受託研究などの拡大は、我が国の国際競争力の強化、意図せざる技術流出防止といった観点からも必要性が認められる。

② **施策の有効性**  
 大学の特許取得の増加は、これまで大学内で埋もれていた研究成果を、経済的価値として、社会還元を行うもので、イノベーションの創出や産学官共同研究の推進の上からも有効性が認められる。  
 また、特許収入等の増加は、大学経営基盤強化にもなる。

③ **施策の効率性**  
 各大学において、特許出願の絞り込みや特許出願に係る弁理士費用などの削減への取組を行っていく必要がある。  
 今後、特許出願件数の増加が予想されるが、国費に頼ることなく大学の自己負担を増やしていく必要がある。

④ **その他**  
 「知的財産推進計画2006」等において、大学知的財産本部の国際機能の強化が重点事項として明記されている。

**政策評価の活用状況**

新規事業の国際的な産学官連携の推進については、我が国の国際競争力の強化などの必要性から、一部認めることとする。  
 既存事業については、各大学の事業評価を踏まえ、引き続き効果の低い大学については、削減を求めるとする。

所	管	厚生労働省	組	織	—	会	計	労働保険特別会計雇用助定	18年度 当初予算額	19 年 度 要 求 ・ 要 望 額	政 府 案	
施策名		キャリア形成支援システムを整備すること										
施策の概要		事業主が職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援、職業能力評価の実施又はキャリア・コンサルティングの機会の確保等を行った場合に助成を行う。										
成果目標を達成するための手段		事業主が職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援、職業能力評価の実施又はキャリア・コンサルティングの機会の確保等を行った場合に助成を行う。										

成果目標	キャリア形成促進助成金を通して、労働者の自発的な能力開発を推進することにより、労働者個々人のキャリア形成を促進すること。
------	--

成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	キャリア形成促進助成金支給対象人員数、支給額等
---------------------	-------------------------

### 要求省庁による政策評価

- ① 施策の必要性**  
人口減少社会を迎え、今後とも我が国経済社会の活力を維持していくためには、労働者一人一人の職業能力を高めることにより、生産性を向上させることが不可欠となっているが、事業主が行う職業訓練の実施率や労働者の自己啓発の実施率は停滞傾向にあり、引き続き事業主が行う職業訓練等に対する支援を進めていく必要がある。
- ② 施策の有効性**  
これまで延べ78万人(H16:40万人、H17:38万人)のキャリア形成が図られた。また、キャリア形成促進助成金の利用者に対して実施したアンケートにおいて、90%以上の方から高い評価を受けており、労働者個々人のキャリア形成を促進する手段として有効である。
- ③ 施策の効率的性**  
企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、事業主が、職業能力開発推進者を選任し、作成した事業内職業能力開発計画及びこれに基づき年間職業能力開発計画において、能力開発の目標及び内容を明確化し、これを労働者に周知した上で職業訓練等を実施した場合に限り、その費用等の一部について助成を行うものであり、労働者個々人のキャリア形成を促進する手段として効率的である。

### 財務省の考え方

- ① 施策の必要性**  
依然として厳しい雇用情勢の中、労働者とその職業生活設計に即して、必要な教育訓練の受講、実務経験等を積むことにより、生産性を向上させていくことの必要性は認められる。
- ② 施策の有効性**  
支給の要件として、企業内において年間職業能力開発計画を定めることを前提としていることから、事業主に計画的な職業能力開発に対する意識づけを図っている点で一定の有効性が認められると考えられる。  
その上で、事業主が職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援、職業能力評価の実施又はキャリア・コンサルティングの機会を確保等を行うことにより、労働者個人個人が自らの必要な教育訓練の受講、実務経験等を積む機会を提供するものであり、本助成措置があったことにより訓練、休暇、能力評価等を実施し、また、それによるキャリアアップが図られた旨の評価を高い比率で受けていることから、労働者個々人のキャリア形成を促進する手段として有効であると考えられる。
- ③ 施策の効率的性**  
この施策が実施されず、職業能力開発の機会が得られないと仮定すると、労働者が失業状態に陥った場合、失業給付等求職者、失業者に係る費用を国費で負担しなければならぬが、本事業は企業が自ら雇用する労働者に対し実施する職業能力開発、職業能力評価等の経費の一部負担であり、また、その実施内容に応じて支給額に上限を定めている等、効率性は確保されていると考えられる。

### 政策評価の活用状況

助成金の大部分を占める訓練給付金については、

1. 人口減少社会を迎え、労働者一人一人の職業能力の向上が我が国経済社会の活力を維持する上での重要課題とされる一方、教育訓練の実施状況をみると、事業主が行う教育訓練の実施率は停滞傾向にあること。
2. 雇用・失業情勢は厳しいながらも、改善が進んでいること。の理由から、企業規模による能力開発の格差是正の観点及び予算の重点化を図り、当該助成金の大部分を占める訓練給付金について、大企業に対する助成措置を廃止した。

更に、過去の支給実績(平成17年度 6,054百万円、平成16年度 6,440百万円、平成15年度 6,139百万円)から雇用・失業情勢を踏まえ削減を行い、効果的に成果を上げるように所要額を措置した。

所	管	農林水産省	組	織	林野庁	会	計	一般会計・国有林野事業特別会計
施策名	施策の概要	林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進						
施策の概要	林業・木材産業等の健全な発展と木材利用の推進による林産物の供給及び利用の確保を図る。	成果目標						
成果目標を達成するための手段	林業の集約化の推進による林業事業者等の育成、確保、高性能林業機械の導入等による生産性の向上に資するための支援、木材加工流通施設等の整備や川上と川下の連携の構築、生産・加工・流通の合理化、技術開発、普及活動等への支援	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法						
18年度当初予算額	16,708	19年度要求・要望額						
19年度	21,422	案						
17,248								

### 要求省庁による政策評価

① **施策の必要性**  
森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮していくためには、林業の持続的かつ健全な発展を図る必要があるが、木材価格の低迷等により、林業の採算性が悪化し、林業経営意欲が減退している。このため、大量かつ安定的な供給を求め、木材需要の変化に対応できるよう、施業等の集約化による規模拡大等により、「効率的かつ安定的な林業経営」を担い得る者を育成・確保し、それらの者が林業生産の大部分を担う林業構造を確立する必要がある。また、このような者の施業(森林整備)を推進するために、国産材の利用を一層拡大する必要がある。

② **施策の有効性**  
「効率的かつ安定的な林業経営」を担い得る者、経営規模の拡大を目指す者等を対象として、施業等の集約化の促進、路網整備と一体となった高性能林業機械の活用による低コスト作業システムの普及を推進することにより、望ましい林業構造の確立に資するものである。また、間伐材等の集成材、合板分野での利用拡大、加工・流通の低コスト化、適切な乾燥の推進、ロットの拡大等を通じて、品質・性能の確かな木材製品を低コスト・安定的に供給する体制の構築等により、木材産業の構造改革を一層進めるとともに、「木づかい運動」の国民運動的展開を通じて国民への普及啓発、木質バイオマスのエネルギー利用等の推進により、国産材の一層の実需拡大に資するものである。

③ **施策の効率性**  
「効率的かつ安定的な林業経営」を担い得る者の育成・確保と木材の安定供給体制の構築と国産材利用の拡大により、林業の採算性の向上を図ることにより、自律的かつ持続的な発展が期待できる。

### 財務省の考え

① **施策の必要性**  
国産材は価格面では輸入材に対抗できる水準になっており、販売拡大のためには、乾燥材等の品質の安定した木材を大ロットで安定的に供給する体制づくりが喫緊の課題となっている。安定的な販売先の確保により林業の採算性を向上させることは、自立的な森林整備の推進のために必要である。

② **施策の有効性**  
「効率的かつ安定的な林業経営」を担い得る者に森林施業を集約化し、林業生産活動を低コスト化するることにより、製材工場等に低コスト・大ロットで安定的に木材を供給する体制を構築するとともに、木材産業の構造改革を推進することや木材の利用を促進することは、国産材の利用拡大に資するものである。

③ **施策の効率性**  
森林施業の集約化、木材加工の大規模化は、日本の林業・木材産業の競争力を強化し、自立的な森林整備を推進に資するものであり、効率的な施策であると考えられる。

④ **その他**  
「効率的かつ安定的な林業経営」の定義は明確化されており、また木材利用量目標も明確に示されていることから、成果目標として適切なものと考えられる。

### 政策評価の活用状況

19年度予算において措置している「低コスト木材供給体制整備事業」は、施業の集約化や原木供給量情報の集積、需給のマッチングにより、需要者ニーズに応じた国産材の低コスト安定供給体制の構築を図るものである。具体的には森林組合等の林業事業者による施業の集約化、原木需給のマッチングによる流通の合理化、低コスト生産を実現する作業システムの定着の推進などを通じ、木材の低コスト安定的供給体制構築を支援する。

本事業及び18年度に措置した「新生産システム推進村策事業」は、国産材の競争力を強化し、林業再生を通じて自立的な森林整備の推進を図るものである。

(単位:百万円)

所	管	経済産業省	組	織	中小企業庁	会	計	一般会計	18年度 当初予算額	19年度 要求・要望額	度 政 府 案
施 策 名		独立行政法人中小企業基盤整備機構施設整備費補助金 (産業クラスター計画・地域経済の活性化の推進)							1,251	1,251	978
施 策 の 概 要		新産業を育成するための新事業支援施設(ビジネス・インキュベータ)を整備する独立行政法人中小企業基盤整備機構に対する補助。							1施設あたり年間20～30社のハイテクベンチャー等を支援し、整備後3年目より年間3～4社を卒業させ、事業化を成功させる。		
成 果 目 標 を 達 成 する ための 手段		各施設に対して、年1～2回程度、基本となる指標についてアンケート・ヒアリング調査等を実施する。							1施設あたり支援件数、卒業した入居者数・企業数、会社設立数等。		

要求省庁による政策評価

① 施策の必要性  
ハイオなど国策として重点的に育成すべき先端分野において新事業の創出を加速させるためには、当該産業分野の育成に特化した施設を整備することが必要である。

② 施策の有効性  
このような施設を整備することにより、公的機関、産業界、大学等が広域的に連携してベンチャー企業等を集中支援することが可能となるため、当該分野における新事業創出を効果的に実施するうえで極めて有効。

③ 施策の効率性  
最先端の技術シーズや知見を活用して起業又は新事業展開を行うおとしていたり者を大学等の近接地に集めることにより、知的リソースの活用やインキュベーション・マネージャー等によるソフト支援が効果的に実施可能となる。また、設備・機器等の共用などにより、費用の削減も可能となる。

財務省の考え

① 施策の必要性  
ハイオなど重点的に支援すべき先端分野における新事業の創出を促進させるために必要な施設整備は、民間や地方公共団体のみによる研究開発投資が望めないものに限り、当該施設整備につき国が支援する必要性は認められる。

② 施策の有効性  
多様な主体が有する知的リソースを有機的に連携し、最先端の技術開発が可能となるだけでなく、インキュベーション・マネージャー等によるソフト支援が効果的に実施可能となるなど、一定の新事業創出効果が期待できる。

③ 施策の効率性  
これまでのビジネス・インキュベータの整備事業を通じて、技術やシーズの把握の蓄積がある。これらを最大限活用し、真に必要な施設に限り整備するとともに、整備費用についても実績を踏まえた効率化を図ることが可能と考える。  
また、その費用負担についても、受益者負担の見直しや地方公共団体が担うべき事業のあり方など、さらなる効果的な予算執行を模索する必要があると考える。

政策評価の活用状況

本施策の必要性等は認められるものの、当該施設の整備にあたり、国が支援すべき先端分野に重点化した施設整備に限定する観点から、整備箇所数の妥当性について検証し、これまでの事業で培った技術・シーズの活用、設備・機器等の共用などにより、費用の削減を図るなど、効率化効果を予算に反映。

所	管	国土交通省	組	織	気象庁	会	計	一般会計	18年度 当初予算額	19年度 要求・要望額	度 政 府 案
施策名	台風時の被害を軽減するため、気象情報を充実する										
施策の概要	<p>台風による被害の軽減を図るためには、台風中心位置予報をはじめとする事前の予測情報に基づいて、より効果的な防災対策を講じる必要がある。台風に関する予測情報の基本である台風中心位置予報をはじめとした気象情報を充実する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年3月にスーパーコンピュータを更新し、これを情報処理基盤として、観測データを取り込む解析手法の高度化や数値予報モデルの改善等、台風予報精度向上に資する施策を計画的に実施する。</li> <li>・運輸多目的衛星新1号機を平成17年2月に打ち上げ同6月に運用を開始、新2号機も平成18年2月に打ち上げ同9月に待機運用を開始。</li> </ul>										
成果目標を達成するための手段	<p><b>成果目標の達成度合いの事後的な評価方法</b></p> <p>政策子エックアップ(実績評価方式)または政策レビュー</p>										
18年度 当初予算額	1,016										
19年度 要求・要望額	1,031										
度 政 府 案	1,031										
業績指標:台風中心位置予報の精度 目標値:360km(H17年) 実績値:323km(H17年) 初期値:443km(H12年)											

**要求省庁による政策評価**

① **施策の必要性**  
防災機関や国民は台風情報の予報精度の向上や情報内容の充実を望んでいることが、平成16年度に気象庁が地方公共団体等の防災関係機関と住民に対して行った調査の結果にも現れていることから、本施策を実施することは社会・国民のニーズにならなっていると言える。

② **施策の有効性**  
本施策を実施し、台風中心位置予報をはじめとした気象情報が充実された場合には防災機関・国民が現状よりも格段にきめ細やかな台風位置・強度に関する情報などを得ることができるようになるため、防災機関等や電力鉄道等各種事業者等における警戒時刻や警戒対象を的確に絞り込んだ効果的な防災活動や適切な住民の自主避難を支援することが可能となる。

③ **施策の効率性**  
風水害等による被害について、気象情報が改善され理想的な警戒・応急対策が実施される場合には、死者数、経済的損失等、自然災害による被害の軽減において気象情報の果たす役割は極めて大きい。このことから、台風に関する予測情報の基本である台風中心位置予報をはじめとした気象情報が充実された場合においても、その社会的な効果は施策の実施のために要する費用と比べて極めて大きくなることが期待されるため、大変効率的な施策であると言える。

**財務省の考え方**

① **施策の必要性**  
台風等に関する予報は、被害軽減の観点から国民生活に直結するものであり、気象災害による被害の防止軽減の観点からも、正確な気象情報の提供の必要性が認められる。

② **施策の有効性**  
予報精度の向上は、効果的な防災活動や適切な住民の自主避難の支援に対し有効性が認められる。

③ **施策の効率性**  
18年度予算ではシステム維持費の減(約11.5億円→約8.5億円、スーパーコンピュータ更新によるもの)が図られており、施策の効率性が認められる。  
なお、予報精度向上のために要するコストと、これによる経済損失等の低減額との関係は明らかにされていまいものの、気象情報改善により理想的な警戒・応急対策が実施される場合には経済的損失等の軽減に資するものであり、施策の実施による一定の効率性は認められる。

**政策評価の活用状況**

成果目標である台風中心位置予報の精度(72時間先の予報誤差)は平成17年までの目標を達成しており、着実な改善が認められるところ。本施策は引き続き実施することが適当と考えられるため、19年度政府案においても計上を認めることとした。

所管	国土交通省	組織	国土交通本省	会計	一般会計	18年度 当初予算額	13,000	19年度 要求・要望額	15,000	年度 政府案	13,650
施策名	多数の者が利用する建築物を耐震化する										
施策の概要	地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、耐震改修促進法による規制誘導に加えて住宅・建築物耐震改修等事業を活用して、耐震診断及び耐震改修等による費用に対し補助を行うことにより、耐震改修の促進を図る。また地震時のエレベーターへの閉じ込め事故等を未然に防ぐため、エレベーターに対しP波感知型地震時管制運転装置等の設置を推進しエレベーターの耐震化を図る。										
成果目標を達成するための手段	○耐震改修促進法に基づく国の基本方針及び都道府県耐震改修促進計画の策定による計画的な耐震化の推進。 ○住宅・建築物耐震改修等事業による耐震診断、耐震改修等に要する費用の補助。										

住宅及び建築物の耐震化率を、現状の75%(平成17年)から平成27年までに9割にする。

政策チェックアップ(実績評価方式)

### 要求省庁による政策評価

① **施策の必要性**  
住宅・建築物の耐震性の基準は昭和56年に大きく改正されており、それ以前に建築されたものには充分な耐震性を有していないものがあることから、特に生命・財産に係る被害の軽減に大きく関係する住宅・建築物の耐震化の促進を図る必要がある。  
また、平成17年7月の千葉県北西部地震では、エレベーターへの閉じ込め事故や運転停止が多数発生するとともに救出や復旧に時間を要したことから、可能な限り閉じ込めが発生しないようP波(初期微動)の段階で管制運転を開始することにより最寄り階に着床、停止させるP波感知型地震時管制運転装置等の設置が必要である。

② **施策の有効性**  
近年、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震など大規模地震が頻発し、どこで地震が発生してもおかしな状況にある。また、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の切迫性が指摘されており、いつ地震が発生してもおかしな状況にある。このような中で、先行的に耐震化を促進することで、大地震発生時の人的被害及び住宅・建築物の被害を軽減するとともに、緊急輸送道路の機能を確保することで、速やかな救援・復興が可能となる。また、エレベーターの耐震化を促進することで、大地震発生時のエレベーターへの閉じ込めが減少し、人命の救助・安全確保に有効である。

③ **施策の効率性**  
大地震が発生すると巨額の行政需要が発生するため、行政の関与により、事前に住宅・建築物の耐震化を進めることが公共投資の観点から効果的である。特に、緊急輸送道路沿道建築物の倒壊等は、速やかな救援・復興を妨げ、巨額の行政需要を発生させることから、事前に当該建築物等の耐震化を進めることが効果的である。  
また、先行的にエレベーターの耐震化を促進することで、大地震発生時のエレベーターへの閉じ込めが減少することにより、救助に要する時間及び経費が軽減されるとともに、速やかな救援・復興が可能となる。

### 財務省の考え

① **施策の必要性**  
大規模地震から多くの人命や財産を防護するものであり、さらに「地震防災戦略(H17.3.30中央防災会議)」や「首都直下地震の地震防災戦略(H18.4.21中央防災会議)」等の地震防災戦略の決定や「耐震改修促進法」において都道府県に策定が義務付けられた耐震改修促進計画に基づき、耐震化を推進することとされていることから必要性は認められる。またエレベーターの耐震化についても人的被害の未然防止という点から施策の必要性は認められる。

② **施策の有効性**  
エレベーターの耐震化を含む住宅の耐震化を推進するためには、住宅・建築物耐震改修等事業は有効と考えられるが、補助に加えて、行政による耐震改修の勧告・指導といった規制措置を組み合わせることにより、より実効性を高める必要がある。

③ **施策の効率性**  
大規模地震が発生すると巨額の行政需要が発生すること及び大規模な人的災害が発生することから、行政の関与により、事前に住宅・建築物等の耐震化を進めることが公共投資の観点からも効果的である。

### 政策評価の活用状況

施策の必要性、有効性、効率性の観点から検証を行った結果、補助対象については、耐震改修促進法及び建築基準法等の規制措置とともに耐震改修を行うものとするなど、一層の重点化を図ることとし、必要な予算額を措置した。

所	管	環境省	組	環境本省、地方環境事務所	計	一般会計
施策名	概要	野生動物の保護管理				
18年度当初予算額	2,190	19年度要求・要望額		1,969	1,639	
成果目標	<p>各種法律に基づき、生物多様性等への影響を防止する。</p> <p>○関連する各種法律の遵守 ○レッドリストの見直し ○高病原性鳥インフルエンザウイルスのモニタリング調査 ○鳥獣保護法の改正 ○国指定鳥獣保護区の計画的な指定 ○遺伝子組換え生物等の適切な審査 ○特定外来生物等の指定 ○野生鳥獣の広域的管理のための体制強化</p>	成果目標	<p>○希少野生動物植物の保護増殖 ○鳥獣を保護するための事業の実施、鳥獣による被害の防止等 ○遺伝子組換え生物の国内使用規制等、特定外来生物の国内における飼養等の規制、海外からの水際規制等</p>			
成果目標の達成度合い	<p>○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき国の指定する鳥獣保護区の面積及び箇所数等</p>					

要求省庁による政策評価
<p><b>① 施策の必要性</b> 野生動物の保護によって確保される自然環境の恵沢は、国民生活の基盤となる公益性の高いものであり、国が主体的及び広域的に施策を行う必要がある。 特に、①捕獲・採取等の圧力、生息・生育環境の悪化、外来生物による捕食や競合等による絶滅のおそれのある野生動物種の増加、②野生鳥獣による農林業等の被害の発生、③遺伝子組換え生物等や外来生物による生態系への悪影響などに対し、的確かつ迅速な対応を求める国民ニーズの高まりを踏まえ、国による当該施策の必要性は高い。</p> <p><b>② 施策の有効性</b> レッドリストの見直し作業の進展と調査研究の実施等により、希少野生動物植物の保護対策を進めるための科学的な基盤の整備に進展が図られる。 希少野生動物植物の流通規制の適正化、保護増殖事業計画の新規策定、保護増殖事業の推進などにより、希少野生動物植物の保護施策の進捗が図られる。 鳥獣保護法に基づく特定鳥獣保護管理計画の新規策定等やラムサール条約湿地の新規登録などにより、野生鳥獣の保護管理上の進捗が図られる。また、鳥獣保護制度の見直しも進捗する。 カルタヘナ法の施行により、遺伝子組換え生物等の生物多様性への影響の防止が図られる。 外来生物法の施行により、予防的観点から侵入の防止、早期発見・早期対応、防除(影響緩和)など、総合的かつ体系的な外来生物対策に向けて進捗が図られる。</p> <p><b>③ 施策の効率性</b> 野生動物の保護管理に関する各種施策については、科学的データ収集等により、施策の対象とする種、地域についての優先順位を見極めつつ、これに従って進めることにより施策の効率性を高めている。特に外来生物等による影響には不可逆的なものもあり、定着した外来生物等が個体数を急激に増加させることなどによりその影響がさらに大きくなる可能性があることから、予防的観点に立った施策の推進が外来生物等の対策の効率性を高める。</p>

財務省の考え
<p><b>① 施策の必要性</b> 希少野生動物植物の絶滅、外来生物等による生態系への悪影響、野生鳥獣による経済的被害など、国内外において野生動物に係る様々な問題が発生・悪化しており、条約や法令などにより、それぞれ対応が求められている。 本件施策は、これらの問題に対処するためのものとして、その必要性が認められる。</p> <p><b>② 施策の有効性</b> 希少野生動物植物の保護増殖事業や生息調査、特定鳥獣保護管理計画の策定や外来生物防除など、いずれも諸問題を解決するために効果的な手法であり、本件施策の有効性は認められる。</p> <p><b>③ 施策の効率性</b> 野生動物の保護管理や外来生物の防除では、緊急性や重要性を勘案して、種や対策地域を絞込みのうえ、優先順位の高いものから実施している。また、例えば、外来生物の防除では、モデル事業による対策技術の確立を通じて自主的な取組の促進を図るなど、問題の規模や程度に応じて異なるアプローチを適用しており、効率的な施策の執行に向けて努力がみられる。</p>

政策評価の活用状況
<p>野生動物の保護管理や外来生物の防除については、今後も対象種等の増加が見込まれるところであるが、対策の投入コストと効果を比較考量し、一層の絞り込みや優先順位を図ることにより、趨勢的な対策費用の増加を可能な限り抑制した。</p> <p>希少野生動物植物保護の調査・検討(例えば、トキの野生復帰に係る調査など)については、過去の取組から既に一定の蓄積があるものは、これまでの成果や投入コスト、今後求める成果を総合的に勘案し、効率的かつ効果的な執行となるよう積算等の内容を見直した。</p>

所	管	防衛省	組	防衛省	織	防衛本省、防衛施設庁	会	計	一般会計	18年度 当初予算額	12,189	19 年 度 要 求 ・ 要 望 額	20,576	政 府 案	19,439
施 策 名	情報通信														
施 策 の 概 要	<p>統合運用の推進や国際平和協力活動の円滑な遂行といった自衛隊の運用ニーズに対応するため、より広範・機動的な情報通信態勢を構築する。</p>														
成 果 目 標	<p>DIIにより防衛庁・自衛隊のネットワークの一元化を図るとともに、COEにより情報通信システムにおけるソフトウェア等の共通化を図る。</p>														
成 果 目 標 の 達 成 度 合 意 の 事 後 的 な 評 価 方 法	<p>DIIへの加入拡大、通信回線の集約による効率化及びCOE適用システム拡大の進捗状況を評価する。</p>														

要求省庁による政策評価

① **施策の必要性**  
 各自衛隊等の間の情報の共有化を推進するとともに、ネットワークやシステムを効率的に整備するため、各自衛隊・各システムごとに整備されてきたネットワークを共通のネットワークであるDIIへ集約一元化するとともに、各自衛隊・各機関又は各業務ごとに個別整備されてきた情報通信システムのソフトウェア等を、共通プログラムであるCOEを適用し、共通化を図る必要がある。

② **施策の有効性**  
 DIIに加入した各種システムはシステム間のデータ交換や情報共有が可能となり、通信網の集約により通信回線の効率化が可能となる。また、COEの適用により、システムの換装時等において重複開発を防止するとともに、OSや開発言語プログラム等を共通化することから、COEを適用したシステム間の情報共有が図れる。

③ **施策の効率性**  
 通信網を集約一元化することによる通信回線の効率的な維持・整備が可能となるとともに、ソフトウェア等の共通化を図りシステム毎における重複開発を防止し、開発されたソフトウェアの再利用によりシステム開発コストを抑制することが可能となる。

財務省の考え

① **施策の必要性**  
 自衛隊が様々な運用ニーズに応えつつ効率的・効果的に活動する上で、各自衛隊のネットワークの一元化、ソフトウェア等の共通化を図り情報の共有を推進することが必要と認められる。

② **施策の有効性**  
 自衛隊等の各システムがDIIネットワークを利用することで、情報共有の推進のみならず、通信回線を効率的に整備することが可能と認められる。  
 また、各システムの構築に当たりCOEを適用することで情報共有の推進のみならず、各システムにおけるソフトウェア等の重複開発を防止し、効率的なシステム整備が可能と認められる。

③ **施策の効率性**  
 共通ネットワークの利用による通信回線の集約部分の更なる効率化について精査するとともに、共通ソフトウェア等を作成する際の経費が必要最小限となっているかについて精査する必要がある。

政策評価の活用状況

当該施策の有効性・効率性は認められるところであり、より一層の事業推進を図る必要があると認められるが、その経費については更なる効率化を図る観点から必要最小限となっているかについて精査し、査定減としている。